

「福岡市歯科口腔保健推進協議会」設置要綱

〔目的〕

第 1 条 本市における歯科口腔保健を推進することを目的として「福岡市歯科口腔保健推進協議会（以下、「協議会」という。）」を設置する。

〔協議事項〕

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等に関すること。
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等に関すること。
- (3) 障がい者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等に関すること。
- (4) 歯科疾患の予防のための措置等に関すること。
- (5) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等に関すること。
- (6) その他歯科口腔保健の推進に関すること。

〔組織及び委員〕

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって構成する。

- 2 委員は、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者で構成する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

〔会長及び副会長〕

第 4 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 前条の活動にあたり、会長が必要と認めるときは専門部会及び専門委員を置くことができる。

〔会議〕

第 5 条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、原則として公開とする。ただし、福岡市情報公開条例に規定する非公開にできる理由がある場合は、この限りではない。

[事務局]

第6条 協議会の事務局は、福岡市保健医療局健康医療部口腔保健支援センターに置く。

[その他]

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。